

みねのぶ



秋播き小麦刈取り作業（尾高恵太さん圃場、岩見沢市北村中小屋、7月20日）

■発行日/令和2年8月1日/No.1420号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

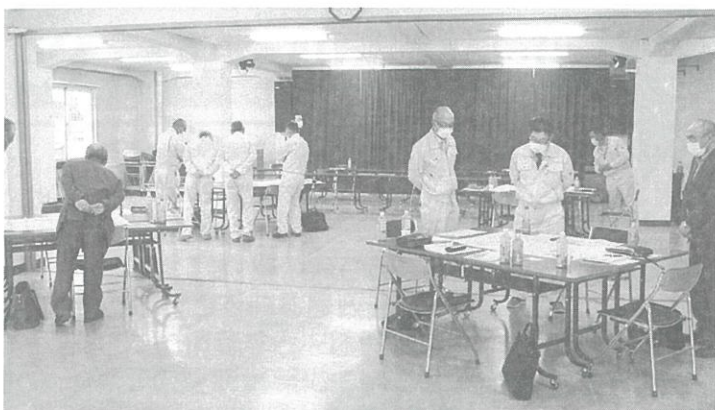
Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

**J A 役員が
コンプライアンス研修実施**

6月25日、役員を対象にコンプライアンス研修会が実施されました。講師はJ A 北海道中央会岩見沢支所の津村支所長、古川次長です。研修内容は、6月上旬に職員を対象に実施したコンプライアンス研修と同じで、昨年起きた不祥事件再発防止策の一環として行うものです。本研修会で、職員に対して実施した不当不祥事件のアンケート結果を見て役員として感じたこと、役員として今後職員に期待



熱心に検討・討議

することをグループを編成して検討し、職員コンプライアンス研修で出た行動規範の素案を役員としての期待を込めて最終的な「行動規範」を整備しました。

**黄色の「旗の波」で
交通安全を呼び掛ける**

7月6日、朝8時から国道12号沿いのJ A 本所前歩道に立ち、当J A 森川組合長、伊藤専務理事、安達常務理事と職員22名が「シートベルト着用」「スピードダウン」「安全運転の励行」と記した黄色い旗を振る街頭啓発（旗の波



農協前で往來の車に交通安全を呼び掛ける

活動)を行い、国道12号を往來する車の運転者に交通安全を呼び掛けました。

これは美唄地区安全運転管理者協会に登録する全事業所が取り組む活動で、職場内の交通安全意識の醸成と地域社会で車輛を使って事業活動をする一員として無事故・無違反を社会に広く訴え掛け「交通事故のない安全で安心な社会の実現」を目指す狙いがあります。

**第6回(7月定例)理事会の
開催について**

7月27日開催の第6回理事会において次の事項が決定されました。

◇付議事項◇

1. 諸規程の一部変更について

おくやみ申し上げます

横尾 一郎さん (87歳) 6月27日

岩見沢市峰延町326

己を恭しくして本業

に勤める

翁はいわれた。論語(衛靈公篇)に、舜の政治を論じて、「己を恭しくして正しく南面するのみ。」とある。そなたが国へ帰って温泉宿を渡世とするならば、こ

一報徳一

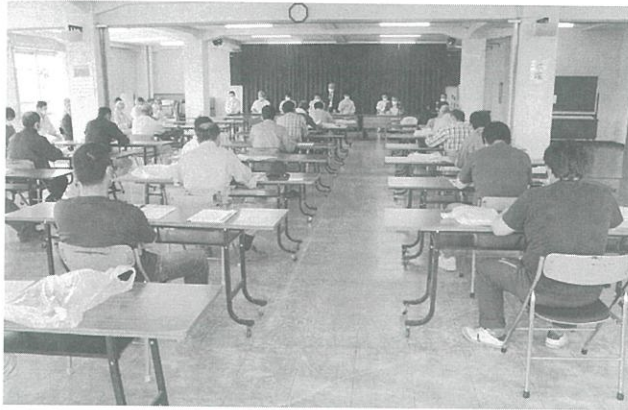
れを「己を恭しく正しく温泉宿するのみ。」と読んで、生涯忘れるでない。こうしたら利益が多かろうとか、ああしたら利徳があるだろうなどと、世の流弊に流れて、本業の本理を誤ってはならない。己を恭しくするとは、自分の身の品行を慎んで、墜落しないことをいう。その上に、業務の本理を誤らず、正しく温泉宿をするのだ、正しく旅館屋をするのだと決意して、肝に銘じておくがよい。この道理は、人々みな同じことであつて、農家は己を恭しくして農業するのみ、工業に従事する者は己を恭しくして正しく工業をするのみだ。このようにすれば決して過ちはない。そもそも南面するのみとは、天子が国政一途に心を傾けてほかのことを思わず、ほかのことをしない事を言うのであつて、ただ南を向いてすわっているということではない。この道理は深遠だから、よくよく考えて、よく心得るがよい。身を修めるのも、家をととのえるのも、国を治めるのも、要はこの一つにあるのだ。忘れるでない。怠るでない。

(夜一四六)

5カ月ぶりに
7月常会開催する

2月常会開催以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休会とした3月、4月、6月常会と農繁期のため従来から休会としてきた5月常会があつて5カ月ぶりで7月1日に7月常会を開催しました。

常会開催に当たっては、マスク着用、消毒、換気に配慮し、開催場所の三階会議室は第一会議室と第二会議室を連結して広く使用し3人掛けテーブルは1名掛け、窓は開けて換気、会議は短時間となるように進行されました。



会議室を広く使い換気に配慮しています

無人ヘリコプターによる
農薬散布始まる

J A が取りまとめで実施している無人ヘリコプターによる水稲の農薬散布は、本年は7月16日から始まりました。

第1回目の防除は7月16日から2日間の日程で行われ、晴天に恵まれ順調に作業が終わりました。実施面積は169.54 ha で希望される内容に合わせて、いもち病の予防剤の他、殺虫剤や倒伏軽減剤を使用して散布されました。

なお、今後の散布は、8月中旬までの期間に全4回を予定しています。



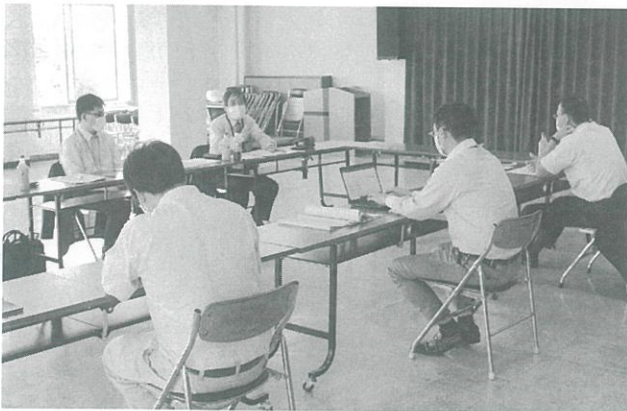
佐藤和彦さん圃場 (岩見沢市大願 7月16日)

当J A 精米工場が
H A C C P の認定取得

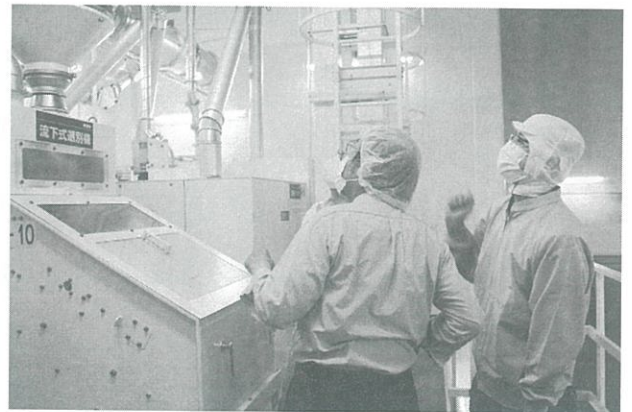
7月16日付で、国の指定認定機関である一般社団法人日本精米工業会(東京都)から精米H A C C P 工場として認定を受けました。

7月10日に日本精米工業会の審査員2名が当J A に出向き認定審査が行われ、書類審査並びに精米工場審査を受けた経過にあります。

精米H A C C P (ハサップ)とは、食品の安全確保の国際基準であるH A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point) 手法に基づき、精米工




書類審査の様子



精米工場内の審査の様子

場において精米の安全を確保し、品質管理、衛生管理、汚染防御管理を行う総合工程管理の取り組みで、認定を受けると食品工場として安全が確保されることを表す「H A C C P 認定マーク」の表示ができます。担当職員は、今後も消費者の皆さまに一層信頼される「安全・安心」な米を提供できるように取り組んでいきますと述べていました。

精米H A C C P の認定総数は本年7月15日現在で全国130社148工場で、道内には既に10工場あり、当J A が11番目の認定取得となります。



精米HACCP認定書

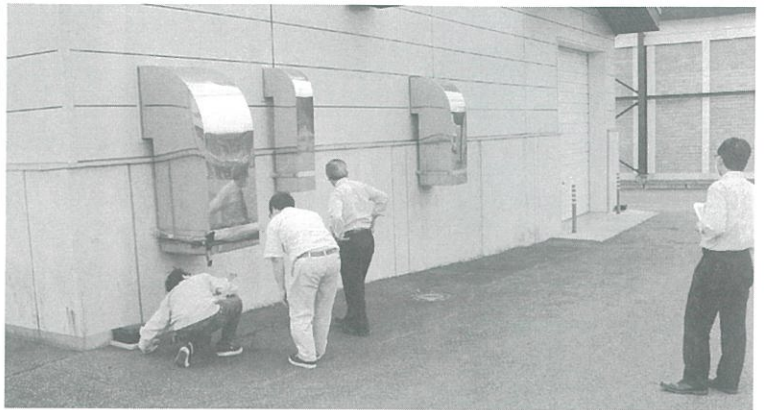
峰延農業協同組合 殿

貴工場は、高度化基準および精米HACCP認定基準を達成していることを証する

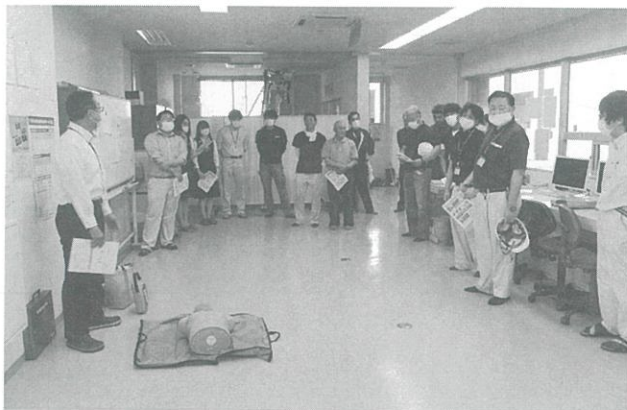
事業所名 峰延農協 精米施設
所在地 北海道美幌市字峰延275-1
認定番号 H11011
認定日 2020年7月15日
認定期間 2020年7月15日～2021年7月14日
対象品目 精米（無洗米含む）

一般社団法人日本精米工業会
(HACCP支援部 認定認定機関)

届いた精米HACCP認定書



精米工場内のほか外周で虫やカビのありそうな箇所を審査



講師の説明に職員は真剣です

AED講習会を開催

7月21日、小麦集出荷調製施設の事務室（美幌市峰延町峰樺三区）において職員を対象としたAED（自動体外式除細動器）講習会を開催しました。

当JAには、AEDが事務所や施設等に全4個が設置されていて、万一に備えて、定期的に使い方の講習会を開催しています。

当日は職員と準職員、施設の臨時職員らを合わせて25名が参加しました。講師はAEDメーカーの日本光電（株）の社員で一通りの説明の後、応急手当の必要性や手順、



実技も真剣

人形を使っての心臓マッサージ、AEDを使っての心肺蘇生の実技を手本でやって見せて、その後は参加職員ら3人ペアになり3組が実技を行いました。

小麦集出荷調製施設操作開始

小麦集出荷調製施設の本年産麦の受け入れ開始は、特別に早かった昨年より3日遅い7月22日から

AED：AED（自動体外式除細動器）とは、心臓がぐいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。



初出荷の記念品を受け取る森下勝美さんの代理の佐々木儀一さん

始まりました。

刈取り作業は早いところで7月18日頃から始まりました。

小麦集出荷調製施設の出荷一番乗りは美幌市光珠内北の森下勝美さんで「きたほなみ」37000kgを搬入し、記念として森川組合長からお祝いの品が森下さんから委託された佐々木儀一さんに手渡されました。

営農販売課
☎67-2334

小麦集出荷調製施設
(臨) ☎67-2035
(臨) FAX67-2036

※小麦施設の電話は稼働・調製期間に限り使用可

職員紹介（正職員、準職員）

今後、何回かに分けて当JAの職員を部署毎に紹介します。

総務課（総務・集中経理）

農協全体に共通することを担い、全般統制、人事労務管理、資金管理、財産管理、経理統制、電算管理、情報機器管理、一般庶務、生活店舗の経理等を行っています。



岩田 佑里子 高濱 仁恵 富宅 見津江 深澤 真夕子 尾北 美沙
宮本 亜加理 (総務課長) 青木 健晴 新田 真代 高川 俊一



(内部監査室長) 小田 勝行 菊地 和矢

内部監査室

被監査部門から独立して設置され、JA経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価を行い、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善を行います。

あおり運転は犯罪!免許取消!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分が整備された改正道路交通法が衆議院本会議で可決・成立し、明確な定義がなかったあおり運転は「妨害運転」と規定され、最高で5年以下の懲役が科せられることになりました。6月30日から施行されています。

1 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合

3年以下の懲役または50万円以下の罰金 違反点数 25点（免許取消し欠格期間2年）

2 妨害運転（著しい交通の危険）

1の罪を犯し、よって高速自動車国道において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の懲役または100万円以下の罰金 違反点数 35点（免許取消し欠格期間3年）

【一定の違反】…あおり運転の定義となる10類型

- 通行区分違反
- 減光等義務違反
- 急ブレーキ禁止違反
- 警音器使用制限違反
- 車間距離不保持
- 安全運転義務違反
- 進路変更禁止違反
- 最低速度違反（高速自動車国道）
- 追越し違反
- 高速自動車国道等駐停車違反

JAグループ通信 49

JA北海道中央会



JAグループ北海道は、農政情報をタイムリーに組合員や役職員の皆様
に知って頂くことを目的として、農政に関する専用サイト「JAグループ北海
道農政NEWSウェブサイト」を開設いたしました。

本サイトでは、農政及び国際貿易交渉をめぐる現在の情勢やJAグループ
北海道が行っている農政運動等のご報告、JAグループ北海道をより知っ
て頂きたい情報などを随時更新する予定です。

サイトの更新情報については、JA北海道中央会公式LINEにてお知ら
せをいたしますので、是非、アドレスおよび2次元バーコードにより追加願
います。

●LINEアドレス
<https://lin.ee/zkY09op>



●2次元バーコード



●農政NEWSウェブサイトURL
<http://ja-dosanko.jp/nousei/>

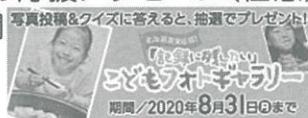
JA北海道信連



現在、8月31日まで、「北海道農業応援！「記
録に残したい」こどもフォトギャラリー」を実施
しています。

お子様がお飯を食べた時の「美味しい笑顔の
写真」や、一緒に調理をしている時の「楽しい笑
顔の写真」を募集中です。

応募方法は、JAバンク北海道HPからバナー
をクリックしてご確認下さい。応募いただいた
写真や北海道農業への応援メッセージ(任意)
は同HP上で後日公開
させていただきます。



JA共済連北海道



JA共済連は、(公社)北海道交通安全推進委
員会に『夏の交通安全運動』チラシ5万1千枚、
ポスター9千2百枚・うちわ10万枚を寄贈しま
した。

「全道小・中学生交通安全ポスターコンク
ール」令和元年度入賞作品が掲載さ
れており、全道の市町村や警察署
などで交通安全に役立てられます。

JA共済連では、今後も行政や
JAと連携しながら交通事故の防
止に向けた地域貢献活動を展開
していきます。



ホクレン



新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、牛
肉の国内需要が不安定となる中、ホクレンは北
海道産の黒毛和牛モモスライス、同バラ焼肉、
乳用種肥育牛ロース焼肉のうち2種を組み合わ
せた「北海道産牛肉セット」3商品の販売をホク
レングリーンネットショップで7月からスタート
させました。

北海道産牛肉の一般家庭での消費喚起に向
けた取り組みで、PR活動など
を通じ生産者の現状を知って
いただくことも目的の一つにし
ています。



JA北海道厚生連



組合員ならびに地域住民の皆様のご生命と健
康を守るため、本会事業の積極的な啓蒙推進を
図ることを目的として、広報誌「すまいる」を発
行しております。

年3回発行しており、様々な医療・健康情報
を発信しております。

ホームページにも
バックナンバーを掲
載しておりますの
で、是非ご一読だ
さい。



JAグループ北海道の連合会・中央会の
活動内容を紹介します。
各団体の詳しい取り組み内容は
WEBサイトをご覧ください。

がんばれ!日本の農業



朝ぞう、大地と地域のあらい。JAグループ <https://org.ja-group.jp/>